・技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
・本件工事業務の工事種別に対応した国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習修了証を有する者

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

・１級建設機械施工管理技士の資格を有する者
・技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ　平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成20年度以降に元請けとして同種工事の経験を有していること。

・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ウ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととし、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととする。

また、次に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあっては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合、又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。なお、当該要件に適合しない者を配置予定技術者として配置していることが確認された場合は契約を解除する。

・「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）
・「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）
・「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）
・「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第357号）

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

オ　配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

カ　上記アからエまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加できないことがある。

④　落札決定後に既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合に追加できる者は、以下のアからウまでの条件を満足していること。

ア　四国地方整備局における令和５・６年度「通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ　建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け評価点数が1,000点以上を有すること。

ウ　既存ストック所有者より業務委託受注の実績のある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

※当該工程の施工実績とは、既存ストック所有者の設備工事又は、既存ストック所有者と類似設備の工事実績をいう。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

①　四国地方整備局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

②　平成20年４月１日以降に下記の条件を満足する同種工事の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。

・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①及び③の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　四国地方整備局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　四国地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」に係る「Ａ等級」又は「Ｂ等級」若しくは「維持修繕」の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

③　平成20年４月１日から令和５年３月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。

⑺　その他企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、２⑵による。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は、入札書及び事業計画書をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下の⑵によって得られる内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。